○環境省告示第百三十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年九月二十八日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区

二　区域

北海道厚岸郡厚岸町及び浜中町並びに川上郡標茶町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十四年十月一日から平成四十四年九月三十日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

厚岸・別寒辺牛・霧多布及び周辺地域には多様な動物相が見られ、これまでに記録された鳥類は四十九科二百二十三種、哺乳類は九科三十一種である。当該地域には湖沼、湿原、内湾等が広く含まれていることから、ガンカモ類、シギ・チドリ類等の渡り鳥の大規模な渡来地、繁殖地となっている。また、沿岸域の海蝕崖及び離岸礁は海鳥類の集団繁殖地となっている。生態系の頂点に位置する猛禽類や沿岸部の海鳥類等の多様さは、自然生態系が原生的な様相を保っていることを示している。また、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のタンチョウ、オジロワシ、オオワシ等の希少な鳥類も数多く確認されている。

このように、当該区域はガンカモ類やシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の大規模渡来地であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、ＮＰＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第百三十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年九月二十八日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

厚岸・別寒辺牛・霧多布特別保護地区

二　区域

北海道厚岸郡厚岸町及び浜中町並びに川上郡標茶町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十四年十月一日から平成四十四年九月三十日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

厚岸・別寒辺牛・霧多布及び周辺地域には多様な動物相が見られ、これまでに記録された鳥類は四十九科二百二十三種、哺乳類は九科三十一種である。当該地域には湖沼、湿原等が広く含まれていることから、ガンカモ類、シギ・チドリ類等の渡り鳥の大規模な渡来地、繁殖地として重要な位置を占めている。特に生態系の頂点に位置する猛禽類や沿岸部の海鳥類等の多様さは、自然生態系が原生的な様相を保っていることを示している。また、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のタンチョウ、オジロワシ、オオワシ等の希少な鳥類も数多く確認されている。

当該地域のうち、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）における特別天然記念物でもあるタンチョウの繁殖が確認され、特に生態系の環境が良好で、野生鳥獣の生息、繁殖等の場として重要な区域を、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、ＮＰＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第百三十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年九月二十八日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

大黒島鳥獣保護区

二　区域

北海道厚岸郡厚岸町所在の大黒島及び大黒島の平均海面時の海岸線から沖合一キロメートル以内にある岩礁（区域図省略）

三　存続期間

平成二十四年十月一日から平成四十四年九月三十日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、総面積約一・一平方キロメートル、周囲約六・一キロメートル、長さ一・八キロメートル、幅二百五十メートルから七百メートルまでであり、周囲は高さ五十メートルから八十メートルまでの海蝕崖で囲まれた標高約百メートルの台形状の島である。北端には砂嘴が二百メートルほど発達しているほか、島の内陸部はほとんど平坦な台地が展開している。台地上には、わずかにミヤマハンノキ、イタヤカエデ、ダケカンバ等の樹林があるが、風衝地のため生育は不良である。その他は、エゾヨモギ、オオイタドリ、イワノガリヤス、ヨブスマソウ、アキタブキ等の草原植生である。

当該区域は、北方系の海鳥の集団繁殖地として重要な地域であり、コシジロウミツバメを始めとして、オオセグロカモメ、ウミウ、ウトウ等の海鳥の良好な繁殖地になっている。特に、コシジロウミツバメは、数十万羽規模で繁殖しており、ウミウ、ウトウにとっても我が国では数少ない繁殖地の一つとなっている。当該区域では鳥類二十八科五十九種が確認されており、このうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチシマウガラス、オジロワシ、オオタカ、ハヤブサ、ウミガラス及びエトピリカの生息が確認されている。また、オジロワシについては繁殖が確認されている。さらに、島の周囲及び岩礁では、鳥獣保護法に基づく希少鳥獣に指定されているゼニガタアザラシの繁殖が確認されている。

このように、当該区域は主に海鳥の集団繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣保護法第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団繁殖地の保護区として、コシジロウミツバメを始めとする海鳥の保護及び繁殖地の保全を図るため適切な管理に努める。

ロ　鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類の生息を脅かすような不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。